

## 2026年度 東洋大学公的研究費不正防止計画

	不正発生の可能性要因	防止計画の具体的内容
第1節 機関内の責任体系の明確化	責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない	最高管理責任者である学長のリーダーシップの下、機関内の責任体系に基づき、実効的な管理監督に努める。学長が構成員の意識の向上と浸透を促すなど不正防止に関する啓発活動を実施する。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	公的研究費についての構成員の理解不足や適正執行への意識が希薄	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施する。コンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の理解度について把握し、誓約書の提出を求める。 統括管理責任者の策定する実施計画に基づき、不正を起こさせない組織風土の形成のために啓発活動を行う。
	学内ルールが不明確で、統一されたルールがない	公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。本学としてのルールの統一を図り、「東洋大学公的研究費執行要領」として、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。
	不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備あるいは不明確	告発等を受け付ける窓口を学内外に設ける。告発に係る情報が迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程を整備する。
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画に関する啓発活動の不足	不正防止計画推進部署が統括管理責任者と共に、コンプライアンス教育、啓発活動の実施について検討し、グループウェア等を活用し、啓発活動の定期的な実施を行う。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	研究費の適正な執行について、第三者からのチェックがなされる仕組みが未整備	予算執行状況の把握・検証、業者の適切な管理・監督、適正な物品・役務の発注及び検収、特殊な役務の検収、換金性の高い物品の管理、研究者の出張計画の把握を行う。研究費の執行に関する書類等は適切な期間保存し、適正に管理する 取引業者には取引額や件数を元に定期的に誓約書の提出を求める。
第5節 情報発信・共有化の推進	公的研究費のルールや相談窓口に関する情報が認知されていない	公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口や、不正防止への取組方針、通報窓口についての情報を大学ウェブサイトで公表していることを周知する。
第6節 モニタリングの在り方	内部監査の形骸化	内部監査室は監事・会計監査人と連携し、効果的・効率的な監査の実施に努める。恒常的な組織的牽制機能として効果的であるリスクアプローチ監査を行う。非常勤雇用者の一部を対象に、勤務実態についてヒアリングを実施する。